

議案第 93 号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 6 月 4 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 4 項中「心理学」を「、心理学」に改め、「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）」を加える。

第 40 条第 1 号中「卒業した者」の次に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第 54 条第 2 項第 1 号及び第 60 条第 1 号において同じ。）」を加える。

第 54 条第 2 項第 5 号中「学校教育法」を「教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）」に、「となる資格」を「の免許状」に改め、同項第 6 号ア中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

第60条第4号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第9号中「学校教育法」を「教育職員免許法」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第96条第3号中「卒業した者」の次に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第4号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第8号中「学校教育法」を「教育職員免許法」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

附則第8項中「（昭和24年法律第147号）」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、心理療法担当職員等の資格要件に、専門職大学の前期課程を修了した者を加えること等のため、この条例を制定するものである。